

## 資料 5

### 離島振興対策実施地域の指定解除について

平成 1 4 年 3 月 7 日

## 1 調査対象地域

### 山口県角島の概要

県・市町村名	山口県豊北町	
指定地域	響灘諸島	
島名	角島	
面積	3.93 km <sup>2</sup>	
人口(H7国調)	1,026人	
島の性格類型	外海・本土近接型	
指定	回数	第7次指定
	年月日	S32.12.23
就業者数 (H7国調)	第1次産業	351人
	第2次産業	85人
	第3次産業	132人
学校数	保育所・幼稚園数	1
	小学校数	1
	中学校数	1

架橋名 角島大橋(過疎地域市町村道代行改築事業)  
箇所 豊北町(本土側)～角島

## 2 離島振興対策実施地域の指定解除基準について

### 離島振興対策実施地域の指定解除基準について（抄）

（昭和53年3月27日 第43回審議会決定）

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律に基づき架橋事業等が行われた場合の離島振興対策実施地域の取り扱いについて

離島振興法に基づく離島振興対策実施地域を含む島しょに、同法及び他の法律（これに基づく命令を含む。）に基づき、架橋事業等が行われ、これによって、当該島しょに係る離島振興対策実施地域の全部又は一部と本土との間に常時陸上交通が確保されることになった場合には、同法にいう「隔絶性」が解消するものとして、当該地域の全部又は一部について指定を解除するものとする。

この場合、準備にあてるため、上記の要件に該当することになる年度の次の年度に限り、指定の解除を猶予することができるものとする。

### 3 角島現地調査について（報告）

（１）調査期間 平成14年1月15日（火）～16日（水）

（２）調査結果（所見）

#### 架橋による変化等

- ・路線バス乗り入れ、マイカー活用による交通利便性の大幅向上、緊急時の消防車や救急車の乗り入れが可能となり、し尿等の本土運搬処理も容易となった。また、生活物資や島内で生産された農水産物等の流通は一気に本土並となった。
- ・帰りの船の時刻を気にしなくてすむため、遠出をする人が増加する等、島民の移動の自由度が飛躍的に上昇し、生活圏域の拡大、生活様式の変化の兆しも見られる。
- ・今のところ若年層の追加的流出は見られず、Uターンして漁業に従事した人が数人おり、本土側在住女性との婚約も増加している。
- ・観光客は大幅に増加しているが、大型観光バスをはじめ、集落とは離れた広い道路を通って、灯台地域に直行しそのまま帰る人が多く、観光と島の生活、産業が十分結びついておらず、宿泊客は増加していない。観光客の大幅増加を一過性に終わらせないためにも、より長時間滞在したくなり、島ならではの楽しみを実感できる仕組みづくりが必要である。キャンプ場整備、地元女性グループによる飲食サービスや特産品開発の起業もみられるが、盛んな水産業等との連携はまだ不十分である。港周辺で時々行なわれている朝市で来島者への鮮魚等の販売もはじまっているが、その充実とともに、キャンプ場利用者への食材提供等、来島者が気軽に島の新鮮な水産物を楽しめ、島らしさを実感できるようにする必要がある。

#### 離島振興対策実施地域からの解除について

指定解除の要件を満たしており、解除することが適当である。

#### その他特筆すべき事項

架橋開通により島民の永年の願いが実現し、多様な効果がみられる。反面、現状では架橋のメリットを十分に活かしているとは言えず、美しい海岸線等の自然環境、豊かな水産資源、響灘が育んだ独自の生活文化等の誇るべき島の資源を有効活用し、島の活性化に結びつける努力が一層必要と思われる。幸い、将来を担うべき若年層も存在し、水産業も活気があり、観光面での可能性も大きい。

なお、空間的にも分離されている観光と島の生活や産業の関係を今後どう調整し、島を訪れる魅力づくりと産業活性化の両方に生かしていくかが、重要な課題となろう。

国土審議会離島振興対策分科会委員

地 井 昭 夫  
堀 一  
阿比留 勝利

〔参考〕 最近の指定解除事例

指 定 解除年次	告 示 番 号	告 示 年 . 月 . 日	解 除 年 . 月 . 日	地 域 名	解 除 地 域	備 考
第14次指定 解除	総理府告示 第5号	H5.3.9	H5.4.1	生月島	長崎県 北松浦郡生月町	昭和28年12月23日総 理府告示第261号で指 定した生月島を解除す る。
				芸備群島	広島県 因島市原町、洲江 町、豊田郡瀬戸田町 高根島、大字萩、大 字御寺、大字宮原、 大字名荷	昭和36年9月27日総 理府告示第25号で指定 した高根島及び昭和39 年7月9日総理府告示 第26号で指定した生口 島を解除する。
第15次指定 解除	総理府告示 第8号	H10.3.3	H10.4.1	長 島	鹿児島県 出水郡東町伊唐島	昭和28年10月28日総 理府告示第212号で指 定した長島地域の一部 を解除する。
第16次指定 解除	総理府告示 第64号	H12.12.20	H13.4.1	大 島	和歌山県 西牟婁郡串本町大 島	昭和29年10月14日総 理府告示第854号で指 定した大島を解除す る。
				蒲刈群島	広島県 安芸郡蒲刈町、下蒲 刈町	昭和36年9月27日総 理府告示第25号で指定 した蒲刈群島を解除す る。
				越智諸島	愛媛県 越智郡吉海町(津島 を除く。)、宮窪町(鶴 島を除く。)、伯方町、 上浦町、大三島町	昭和39年7月9日総 理府告示第26号で指定 した越智諸島の一部を 解除する。
				蠣ノ浦大島	長崎県 西彼杵郡崎戸町(江 ノ島、平島、御床島、 芋島を除く。)、大島町 (端ノ島及び中ノ島を 除く。)	昭和28年12月23日総 理府告示第261号で指 定した蠣ノ浦大島の一 部を解除する。

〔参考〕 指定及び指定解除の経緯

指定等年次	告 示 年 月 日	指定及び指定 解除年月日	告 示 番 号
第 1 次指定	昭和28.10.28	昭和28.10.26	総理府告示第 212 号
第 2 次指定	28.12.23	28.12.21	" 第 261 号
第 3 次指定	29.10.14	29.10.12	" 第 854 号
第 4 次指定	30.7.19	30. 7.15	" 第 1337 号
第 5 次指定	30.10.20	30.10.18	" 第 1466 号
第 6 次指定	32. 8.16	32. 8.14	" 第 379 号
第 7 次指定	32.12.25	32.12.23	" 第 509 号
第 8 次指定	34. 5.12	34. 5. 8	" 第 226 号
第 9 次指定	36. 9.27	36. 9.25	" 第 25 号
第 10 次指定	39. 7. 9	39. 7. 7	" 第 26 号
第 10 次追加指定	42. 8.26	42. 8.18	" 第 42 号
第 11 次指定	平成12.12.28	平成12.12.15	" 第 81 号
第 1 次指定解除	昭和42. 8.26	昭和43. 3.31	" 第 43 号
第 2 次指定解除	44. 3.25	44. 3.31	" 第 10 号
第 3 次指定解除	45. 3.28	45. 3.31	" 第 9 号
第 4 次指定解除	46. 3.30	46. 3.31	" 第 10 号
第 5 次指定解除	50. 3.31	50. 3.31	" 第 13 号
第 6 次指定解除	51. 3.31	51. 3.31	" 第 13 号
第 7 次指定解除	53.10.18	54. 3.31	" 第 33 号
第 8 次指定解除	54. 3.20	55. 4. 1	" 第 7 号
第 9 次指定解除	57. 7.24	58. 4. 1	" 第 26 号
第 10 次指定解除	58.11.26	59. 4. 1	" 第 32 号
第 11 次指定解除	60. 3.11	60. 4. 1	" 第 7 号
第 12 次指定解除	62.12.22	63. 4. 1	" 第 26 号
第 13 次指定解除	平成 2 .12.27	平成 3 . 4. 1	" 第 49 号
第 14 次指定解除	平成 5 . 3. 9	平成 5 . 4. 1	" 第 5 号
第 15 次指定解除	平成10. 3. 3	平成10. 4. 1	" 第 8 号
第 16 次指定解除	平成12.12.20	平成13. 4. 1	" 第 64 号